

(仮称) 那須塩原市太陽光発電事業と地域との調和に関する条例 (案) の策定について

1 条例の制定理由

固定価格買取制度の開始以降、太陽光発電設備の普及に伴い、市内においても多数の太陽光発電設備が設置され、又は設置の検討が行われているところです。

地域に配慮しながら真摯に太陽光発電事業に取り組む事業者がある一方、事業区域の近隣住民等への説明不足、発電設備の不適切な設置や管理により、事業に対する不安の声が市に寄せられる事例も見受けられます。

このような中で、市では平成30年4月に「那須塩原市再生可能エネルギー発電設備の設置等に関するガイドライン (以下「ガイドライン」といいます。)」を策定し、太陽光発電事業と地域との調和を促してきたところですが、より明確なルールを定め、市の豊かな環境の保全及び活用を推進するために条例を制定するものです。

2 条例案の概要

(1) 制定の目的

太陽光発電事業と地域との調和を図るため、太陽光発電設備の設置及び管理について必要な事項を定めることにより、災害の防止、自然環境・生活環境・景観の保全を図ることを目的とします。

(2) 基本理念

本市の健全で恵み豊かな環境は、先人のたゆまぬ努力により築かれてきたものであり、市民共通のかけがえのない財産として、現在及び将来の市民がその恵沢を享受することができるよう、その保全及び活用が図られなければなりません。

(3) 禁止区域・抑制区域の設定

条例案では、災害の防止、自然環境・生活環境・景観の保全のため必要がある場合には、太陽光発電設備の設置を禁止する区域、太陽光発電設備の設置を抑制すべき区域を指定することができるとしています。

① 禁止区域 (区域の詳細は、規則で定めます。)

具体的な区域	理由
砂防指定地	砂防設備を要する土地又は治水上砂防のため一定の行為を禁止若しくは制限すべき土地であり、災害の発生は、近隣住民等の財産・生命等を脅かすだけでなく、発電設備自体にも被害を与えるため。
土砂災害特別警戒区域 土砂災害警戒区域	急傾斜地の崩壊等が発生した場合には土砂災害等により住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域であり、災害の発生は、近隣住民等の

	財産・生命等を脅かすだけでなく、発電設備自体にも被害を与えるため。
急傾斜地崩壊危険区域	崩壊のおそれがあるため、その崩壊が助長され、又は誘発されるおそれがないよう一定の行為を制限する必要がある傾斜地であり、崩壊が発生した場合、近隣住民等の財産・生命等を脅かすだけでなく、発電設備自体にも被害を与えるため。
地すべり防止区域	地すべり区域及びその隣接する地域のうち、地すべり区域の地すべりを助長し、若しくは誘発し、又は助長・誘発のおそれがかきわめて大きい地域で、公共の利害に密接な関連を有することから、災害の発生は、近隣住民等の財産・生命等を脅かすだけでなく、発電設備自体にも被害を与えるため。
保安林 保安施設地区	○保安林 水源の涵養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公益目的を達成するために指定され、立木の伐採や土地の形質の変更等が規制されている森林であり、保安林を伐採することは、災害の発生等につながるおそれがあり、近隣住民等の財産・生命等を脅かすだけでなく、発電設備自体にも被害を与えるため。 ○保安施設地区 保安林の機能強化のために行う事業の土地であるため。
河川区域 河川保全区域 河川予定地	洪水等の災害を防止するために管理する必要がある区域であるため。

② 抑制区域（区域の詳細は、規則で定めます。）

区分	具体的な区域	理由
自然環境が良好な区域であって、その区域における自然環境	国立公園	公園の風致を維持するため、工作物の設置等を制限している区域であるため。

を保全することが必要と認められるもの	自然環境保全地域	自然的社会的条件からみて、その区域における優れた自然を保全することが特に必要であるとして、工作物の設置等が制限されている区域であるため。
	鳥獣保護区 鳥獣保護区の特別保護地区	○鳥獣保護区 鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図るために保全が求められる区域のため。 ○特別保護地区 鳥獣保護区のうち、工作物の設置等が制限されている区域であるため。
	地域森林計画対象民有林 (保安林、保安施設地区以外)	森林の有する多面的機能を維持増進するため、その適切な管理を行い、保全に努めているものであるため。
	生息地等保全協定区	希少野生動植物種の生息・生育地であることから協定を締結している区域であり、その保全には特別の配慮が必要であるため。
	希少野生動植物種の生息・生育地	本市における生物多様性を保全し、豊かな自然を次世代につないでいくため、事業の実施に当たっては、市域において絶滅のおそれのある動植物に対し配慮する必要があるため。
住居の環境を保護すべき区域であって、住宅密集地等の静穏を保持することが必要であると認められるもの	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域	住環境を保護するため。
地域を象徴する優れた景観が保たれているもの	景観形成重点地区	景観計画区域の中でも特色ある景観で、良好な景観の

る区域であって、その景観を保全することが必要と認められるもの		形成が特に必要とされる区域であり、工作物の設置等が制限されている区域であるため。
	街道景観形成地区	街道景観の形成を推進することが特に必要な区域であり、工作物の設置等が制限されている区域であるため。
	農地	○農用地区域・第1種農地 優良農地の確保のため、転用及び開発行為が制限される区域のため。 ○第2種農地・第3種農地 周辺地域との調和、農地の確保の観点から、転用に一定の配慮が求められる区域のため。
歴史的な特色を有する区域であって、当該歴史的な特色を保護するため自然環境又は景観を保全することが必要であると認められるもの	重要文化財、有形文化財、史跡、名勝、天然記念物、伝統的建造物群等の指定地	文化財の価値保全のために、指定地内等の現状変更が制限されているため。
	日本遺産構成文化財等の周辺の区域	本市の開拓の歴史を象徴するものであり、その景観の保全が必要であるため。

(4) 許可制の導入

現在、市では、太陽光発電設備を設置する場合、ガイドラインに基づき、市への事前相談、説明会の開催等による近隣住民への事業の周知、事業計画届出書の提出をお願いしているところですが、条例案では、太陽光発電設備の設置について市の許可を要することとしています。

① 許可を要することとなる事業

面積、出力を問わず、太陽光発電設備の設置には市長の許可が必要となります。ただし、建築物の屋根、屋上若しくは壁面に設置する場合又は工場施設内に設置する場合を除きます。

② 許可基準等

許可基準	許可基準の詳細 (許可基準の詳細は、規則で定めます。)
禁止区域を含まないこと。	
近隣住民等に対する説明会又は事業の周知を適切に実施していること。	
事業区域の周辺地域（以下「周辺地域」といいます。）における自然環境を害するおそれがないこと。	<ul style="list-style-type: none"> ○事業区域に鳥獣保護区又は特別保護地区を含む場合は、鳥獣を保護するための措置が十分に取られていること。 ○事業区域内に生育する樹木を伐採する場合は、当該伐採が設備の設置、進入路の敷設、排水施設等の設置のために必要最小限度のものであること。 ○事業区域に希少野生動植物種が生息・生育している場合は、当該希少野生動植物種の保護に配慮した事業計画となっていること。 ○設置事業が周辺地域における希少野生動植物種の営巣等に影響を与えるおそれがあるときは、当該希少野生動植物種に配慮した事業計画となっていること。
周辺地域の景観を阻害するおそれがないこと。	<ul style="list-style-type: none"> ○太陽光発電設備の高さ、形状、色彩等が周辺の景観と調和したものであること。 ○事業区域に抑制区域を含む場合には、事業区域と隣接する土地との間に適切な緩衝帯が設けられていること。 ○周辺の景観との調和のため、緩衝帯には植栽等を適切に配置すること。 ○事業区域に抑制区域を含む場合には、太陽光発電設備が周辺の道路等の公共空間から見えないよう低木、塀等が設置されていること。
周辺地域において土砂崩れ、溢水等を発生させるおそれがないこと。	<ul style="list-style-type: none"> ○事業区域に次の区域を含まないこと。 <ul style="list-style-type: none"> ・砂防指定地 ・土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域 ・急傾斜地崩壊危険区域 ・地すべり防止区域

	<ul style="list-style-type: none"> ・保安林及び保安施設地区 ・河川区域、河川保全区域及び河川予定区域
設置事業の完了時における事業区域の高さ、法面の勾配、造成を行う面積等の造成計画が関係法令及び基準に適合していること。	<ul style="list-style-type: none"> ○事業区域において、切土、盛土等の土地の造成を行う場合は、当該造成が設備の設置、進入路の敷設、排水施設等の設置のために必要最小限度のものであること。 ○造成計画が宅地防災マニュアルの基準に適合したものであること。
排水施設、擁壁その他の施設が関係法令及び基準に適合していること。	<ul style="list-style-type: none"> ○事業区域内の雨水その他の地表水を排除することができるよう必要な排水施設が設置されていること。 ○排水施設の構造が下水道法施行令の基準を満たすものであること。 ○擁壁を設置する場合は、宅地造成等規制法施行令の基準を満たす方法で設置されていること。 ○下水道、排水路、河川その他の排水施設の放流先の排水能力に応じ、必要がある場合は、一時的に雨水等を貯留する調整池その他の施設が設置されていること。
地形、地質及び周辺地域の状況に応じ配慮すべき事項又は講ずべき措置が関係法令及び基準に適合していること。	<ul style="list-style-type: none"> ○軟弱地盤である場合は、土の置換え、水抜きその他の措置が講じられていること。 ○盛土をする場合は、地山と盛土部分に滑りが生じないように、段切りその他の必要な措置が講じられていること。また、盛土部分の土砂が崩壊しないよう、締固めその他の必要な措置が講じられていること。
周辺地域における道路、河川、水路その他の公共施設の構造、管理等に支障をきたす恐れがないこと。	○大型車の通行等による道路、河川、水路その他の公共施設の破損等を防止するための措置が講じられていること。
太陽光の反射、騒音等による生活環境に対する被害を防止するための措置その他近隣住民等の生活環境を保全するための措置	○事業区域に近接する住宅、道路等に対し、太陽光の反射が発生する角度に太陽光発電設備が設置される場合には、透過性パネルの設置その他太陽光の反射を軽

が講じられていること。	減する措置が講じられていること。 ○太陽光発電設備から発生する騒音が事業区域及び周辺地域の騒音規制基準に適合していること。 ○設置事業の完了後において、太陽光発電設備の定期的な維持管理及び補修を行う体制が整えられていること。 ○設置事業に係る資材の搬入、設置等を行う時間、期間等近隣住民等の生活環境への影響を最小限とするものであること。
設置する太陽光発電設備が関係法令の基準に適合していること。	
市の総合計画、環境基本計画、景観計画その他の計画に適合していること。	

③ 事前協議

条例案では、許可を要する太陽光発電設備を設置しようとするときには、許可申請を行う前に、事業計画について市長と協議しなければならないとしています。

④ 説明会の開催等

条例案では、出力の合計が20kW未満の小規模なものを除き、事前協議が終了した後、許可申請を行う前に、近隣住民等に対し、事業計画に関する説明会の実施することとしています。

また、出力の合計が20kW未満のものについては、戸別訪問等により、近隣住民等に事業計画の周知を行うこととしています。

【近隣住民等の範囲】

事業区域の面積	近隣住民等の範囲
10,000㎡未満	事業区域の境界から50m以内
10,000㎡以上	事業区域の境界から100m以内

⑥ 勧告・命令

条例案では、次の場合には、市長は設置事業者に対し、必要な措置を採ることを勧告することができるものとしています。

- 許可を受けた事業計画通りに設置事業を行っていないとき
- 設置許可又は変更許可を受けずに設置事業を行ったとき
- 設置事業完了後の検査において、許可の内容に適合しなかったとき

また、正当な理由なく勧告に従わない場合、市長は設置事業者に対し、工事その他の行為の停止を命じ、又は太陽光発電設備の除却、事業区域の原状回復その他違反を是正するための措置を採ることを命ずることができるものとしています。

⑦ 公表

条例案では、許可を取り消したとき又は本条例に基づく命令をしたときには、市長は次の事項を公表することができるものとしています。

- 許可の取消又は命令を受けた者の住所及び氏名
(法人の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- 許可の取消又は命令の内容

(5) 土地所有者等に対する求め

条例案では、設置事業又は発電事業を行っている事業区域において、自然環境若しくは景観を損ない、又は災害若しくは生活環境への被害等が発生する事態が生ずるおそれがあると認めるときには、市長は、事業区域の土地所有者等に対し、その防止のために必要な措置を採ることを求めることができるとしています。

(6) 施行期日等

① 施行期日

本条例は、令和元年度に制定し、令和2年4月1日から施行することを予定しています。ただし、許可に関する事項については、周知期間を設ける必要があることから、令和2年10月1日からの施行を予定しています。

② 経過措置

本条例の施行日において、設置事業が完了している場合又は設置事業に着手している場合には、許可を要しないこととしています。